

指定管理施設の管理運営評価表（評価対象年度：令和3年度）

担当部署名	企画振興部 飯高地域振興局 地域住民課
評価対象期間	令和3年 4月 1日 ~ 令和4年 3月 31日
評価対象年度指定管理料	0 円

1. 施設の概要等

施設の概要	名 称	宮前診療所
	所 在 地	松阪市飯高町宮前1104番地
	設置目的	市民の健康管理と福祉の増進を図るため、医療法（昭和23年法律第205号）に基づき設置する。
	設備の概要	<input type="checkbox"/> 敷地面積 589.15m ² <input type="checkbox"/> 施設の内容 鉄骨造2階建 283.9m ² 待合室、事務所、薬局、診察室、処置室、医師休憩室、看護師休憩室、 検査室、便所、暗室、操作室、レントゲン室 <input type="checkbox"/> 建設年月 平成3年3月

2. 指定管理者の概要等

指定管理者	名 称	公益社団法人 松阪地区医師会
	所 在 地	松阪市白粉町363番地
指定管理業務の内容		1. 診療所は、次に掲げる診療を行う。 (1) 診察 (2) 健康診断及び健康相談 (3) 療養の指導及び相談 (4) 薬剤又は治療材料の投与及び支給 (5) 処置その他の治療 2. 利用料金の徴収に関する業務 3. 診療所の土地、建物、附属施設及び設備備品の維持管理、修繕に関する業務 4. 上記のほか、診療所の管理運営に関し、市長が必要と認める業務
管理業務の実施状況		<input type="checkbox"/> 診療科 :内科 小児科 皮膚科 外科 <input type="checkbox"/> 診療日時:月・火・水・金 9時~12時 14時~18時 土 9時~12時 <input type="checkbox"/> 往診時間:12時~14時 18時以降 その他、患者のいない時間・緊急を要する時
業務運営実施状況	サービスの質の向上	<input type="checkbox"/> インフルエンザを代表とする感染症患者による来院他者への感染予防として車内待機・処置室・検査室・レントゲン室を利用した隔離、ディスパスマスクの配布、プラズマクラスターの継続使用を行った。 <input type="checkbox"/> スリッパの新規・全面入れ替え、適宜交換、アルコール消毒(1回/週)を行った。 <input type="checkbox"/> 敷地内の全面禁煙の実施、継続を行った。 <input type="checkbox"/> 市内・市外の関連病院との連携強化を行い、患者対応を行った。
	施設・設備等の維持管理	<input type="checkbox"/> 医師を衛生管理者とし、患者及び職員の健康保持のため、検診を含め診療所の安全衛生管理を行った。 <input type="checkbox"/> 浄化槽の清掃・定期検査を行った。 <input type="checkbox"/> 消防設備などの点検・維持管理検査を行った。 <input type="checkbox"/> 依然として持続する雨漏りに対して、ビニールシートなどでの対応、漏電に注意した。 (機器損壊、火災等の危険性について当該担当部署にも報告済み)
指定期間	平成 31 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日	

(単位:円)

		事業計画	事業 収 支 実 繢				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業収支推計	指定管理料	0	0	0	0	0	0
	診療報酬等	60,000,000	82,114,649	88,227,292	92,803,655	94,817,890	94,526,105
	計 (A)	60,000,000	82,114,649	88,227,292	92,803,655	94,817,890	94,526,105
	人件費	18,000,000	27,861,129	29,595,231	16,607,218	17,742,214	20,575,097
支出	施設管理経費	16,000,000	54,253,520	58,632,061	13,353,604	15,319,766	14,912,361
	医療経費等	26,000,000	0		62,842,833	61,755,910	59,038,647
	計 (B)	60,000,000	82,114,649	88,227,292	92,803,655	94,817,890	94,526,105
	収支差引額 (A) - (B)	0	0	0	0	0	0

3. 指定管理者業務運営項目別評価

評価項目		指定管理者自己評価	担当部署評価	
業務運営項目	内 容	採点	判定	
管理業務の実施状況	①施設の目的や基本方針の確立	施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立されていたか。 また、職員は理解していたか。	5	A
	②施設設置目的の達成度	施設の管理運営を通して、施設の設置目的は達成されたか。	5	
	③利用者数	利用者数は当初目標数を達成されたか。	5	
	④運営状況	施設の供用日数・供用時間は守られたか。また、適正な施設の維持管理、運営が行われたか。	5	
	⑤職員の配置状況・勤務実績	職員の配置状況・勤務実績は適正であったか。また、業務執行体制（作業責任者・業務担当者）は明確になっていたか。	5	
	⑥意思疎通	管理運営業務全般について、市と指定管理者の責任者の間で十分な連絡調整がなされていたか。	5	
	⑦各種管理記録等の整備・保管	各種業務計画書、点検記録、整備・修繕・事故・故障等の履歴等の各種管理記録等が整備・保管されていたか。	5	
	⑧地域の振興・活性化	地域や地域住民との交流・連携に関する取組みを実施し、地域交流の支援を行ったか。	5	
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取組み	自主事業や運営方法の工夫等利用者数増加に向けた具体的な取組みはあったか。（注1）	4	A
	②利用者の平等な利用	個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないよう、施設のサービス水準を確保するための取組みを行ったか。	5	
	③適切な情報提供	全ての利用者が情報を得ることができるよう適切な利用情報の提供を行ったか。	4	
	④利用促進・PR	当該施設・事業について、広報誌やパンフレットを作成するなど、具体的な取組みが実施され、積極的な利用促進が図られたか。	5	
	⑤非常時・緊急時の対応	事故、災害等の緊急事態発生時の危機管理マニュアルの整備や対応体制の確立はされていたか。	5	
	⑥苦情解決体制及び対応	利用者からの意見・苦情等を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。 また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	5	
	⑦自主事業	利用者ニーズに即した自主事業が実施されたか。	5	
	⑧利用者アンケートの実施	利用者アンケートを実施し、利用者の意見・要望、満足度の把握に努めたか。 課題がある場合は対応策を講じたか。	5	
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持がされていたか。	4	A
	②備品・什器等の保守点検	備品・什器等が適切に管理され、良好な機能が保持されていたか。	5	
	③修繕業務	点検によって異常が認められた場合には、速やかに修繕・交換・整備・調整等の適切な処置を講じたか。	4	
	④樹木・植栽等管理業務	草取りや除草等を行い、利用者が快適に利用できるような良好な景観が保たれていたか。	5	
	⑤清掃業務	敷地内は全て利用者が快適に利用できるよう清潔な状態が保たれていたか。	5	
	⑥鍵管理	鍵の管理は適切であったか。	5	

【（注1）のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1-（2）の採点基準にて評価】

4. 総合評価

指定管理者自己評価	担当部署評価
<p>【努力した点・成果等】</p> <p>○地域のニーズに応えるべく交通弱者、飯南及び飯高地域の僻地在住者に対し、特に訪問診療の充実、在宅看とりなどを積極的に行った。</p> <p>○要請に応じ休日・夜間・早朝などの時間外対応も行った。</p> <p>○電話・FAX等での緊急受診対応・中核病院への誘導紹介を行った。</p> <p>○超音波検査、CBC、CRP等の院内検査の施行により、適切な病状評価、救急搬送対応を行った。</p> <p>○小児へのワクチン接種応需、高齢者への（定期・非定期）肺炎球菌・C O V I D 1 9 ワクチンの積極的な接種対応を行った。</p> <p>○内服管理、高齢の患者個別対応の必要性から院外処方の導入（患者送迎、一包化によるアドヒアラנס向上等）を行った。</p>	<p>【評価すべき点】</p> <p>○地域住民のニーズを受け止め、住民から信頼される地域医療を目指し努力されている。</p>
<p>【改善すべき点】</p> <p>○施設の老朽化（特に3枚扉の玄関扉の損傷頻回、トイレは健常者以外の使用が困難、女子トイレの遮蔽性不十分、雨漏り頻回【医療器材等の浸水被害や高額の修繕費（市負担）、消耗品補填（指定管理者負担）のおそれがある】のため、更に改善を求む。</p> <p>○気軽に受診、相談出来る施設運営の継続</p> <p>○地道な健診受信啓発、予防接種等への参加促進勧奨の継続。</p> <p>○雇用可能な人材不足が常にあり、且つ労務管理の煩雑さあり、安定した業務の持続に難渋。今後、本診療所業務継続には、個人責任に帰するような解決でなく、松阪市の系統的かつ強固な支援が不可欠。</p>	<p>【指導すべき点】</p> <p>○開かれた地域医療を目指し、今後も地道な健診活動をしていただきたい。</p>
<p>【所属長意見（今後の方向性等）】</p> <p>これまで地域医療や住民の健康管理の推進に取り組んでこられた実績は大変大きなものであり、地域住民に安心感を与えることによって強い信頼を得られています。</p> <p>高齢化が進む当地域において、当診療所に対する住民からの期待はますます大きくなっていることから、今後も地域診療の拠点となる医療施設としての取り組みに期待します。</p>	

点数	採点基準	
5	優良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。
4	良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。
3	普通	協定等で定めた水準のサービスが提供されている。
2	やや劣る	協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。
1	劣る	協定等で定めた水準のサービスが多くの業務で提供されていない。 早急に改善が必要である。

評価	評価の判定基準
A	5が半分以上かつ残りも3以上
B	全てが3以上
C	2が含まれる
D	1が含まれる